

議案第56号

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例（平成27年北上市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（主食費） 第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり<u>20円</u>の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。 別表第2（第8条関係）		（主食費） 第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり<u>37円</u>の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。 別表第2（第8条関係）	
利用者の区分	金額	利用者の区分	金額
法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	円 1食当たり <u>220</u>	法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	円 1食当たり <u>240</u>
法第19条第2号の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）	月額 <u>4,500</u>	法第19条第2号の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。）	月額 <u>4,800</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例（以下「新条例」という。）第 7 条の規定にかかわらず、令和 7 年度に限り、同条中「37円」とあるのは「20円」とする。
- 3 新条例第 8 条の規定にかかわらず、令和 7 年度に限り、別表第 2 中「2 4 0」とあるのは「2 2 0」と、「4, 8 0 0」とあるのは「4, 5 0 0」とする。

令和 6 年12月 5 日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

食材費が高騰していることから、主食費及び副食費の額を増額しようとするものである。